

# 鳥取市耐震改修促進計画（概要版）

（第三期（令和4年度～令和7年度）） 令和7年度末、住宅耐震化率93%に向けて

## 計画の背景・建築物の耐震化の必要性

平成7年の阪神・淡路大震災で亡くなられた方の約90%は、家屋、家具の倒壊による圧迫死であったと言われています。近年、わが国では東日本大震災や熊本地震などの大地震が頻発しており、大地震がどこで発生してもおかしくない状況にあります。

今後、地震被害による被害を最小限に止めるためには、早急に住宅・建築物の耐震化を進め、地震災害に強いまちにする必要があります。

阪神・淡路大震災での被災状況写真



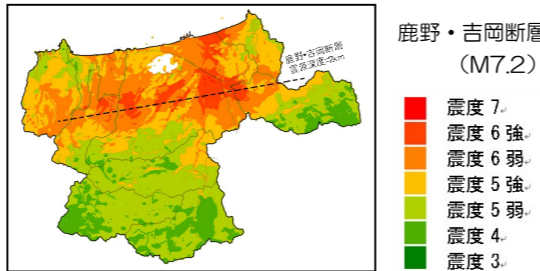
阪神・淡路大震災記念人と未来防災センター 提供

## 計画の概要

目的及び計画期間	震災による被害から、市民の生命・財産を保護し、生活環境の保全に役立てるため、建築物の計画的な耐震化を促進することを目的とします。計画期間は、令和4年度から令和7年度までとします。
対象区域・対象建築物	鳥取市全域を対象区域とし、建築基準法の耐震基準が改正された昭和56年5月31日以前に着工された住宅及び耐震診断義務付け建築物を優先して耐震化を促進します。

## 想定される地震の規模・被害の状況

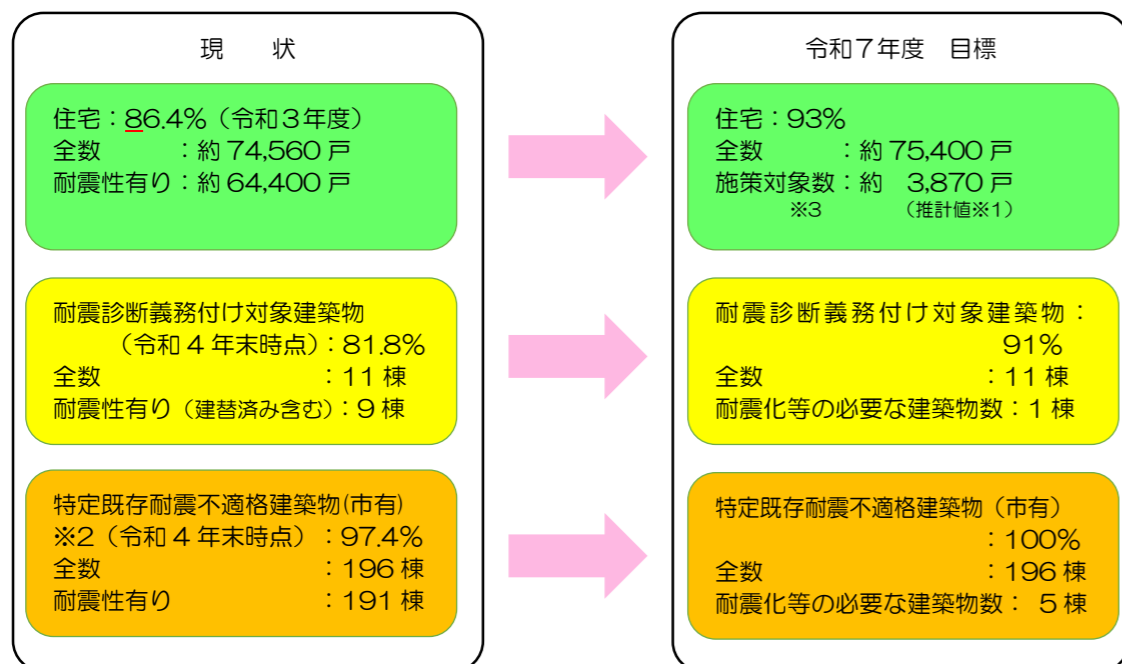
鳥取県地震防災調査研究報告書（平成17年3月 鳥取県防災局防災危機管理課）によると、鳥取市に影響を最も及ぼす地震は、鹿野・吉岡断層、雨滝断層による地震であり、さらにどこでも起こりうる直下型地震を想定しました。



## 建築物の耐震化の現状及び目標

市内の住宅及び建築物等の耐震化率の現状は下図のとおりです。令和7年度の耐震化率は県の計画目標に合わせ耐震性が不十分な建築物を半減させる目標とし「住宅」は93%、「耐震診断義務付け対象建築物」は91%を目標とします。

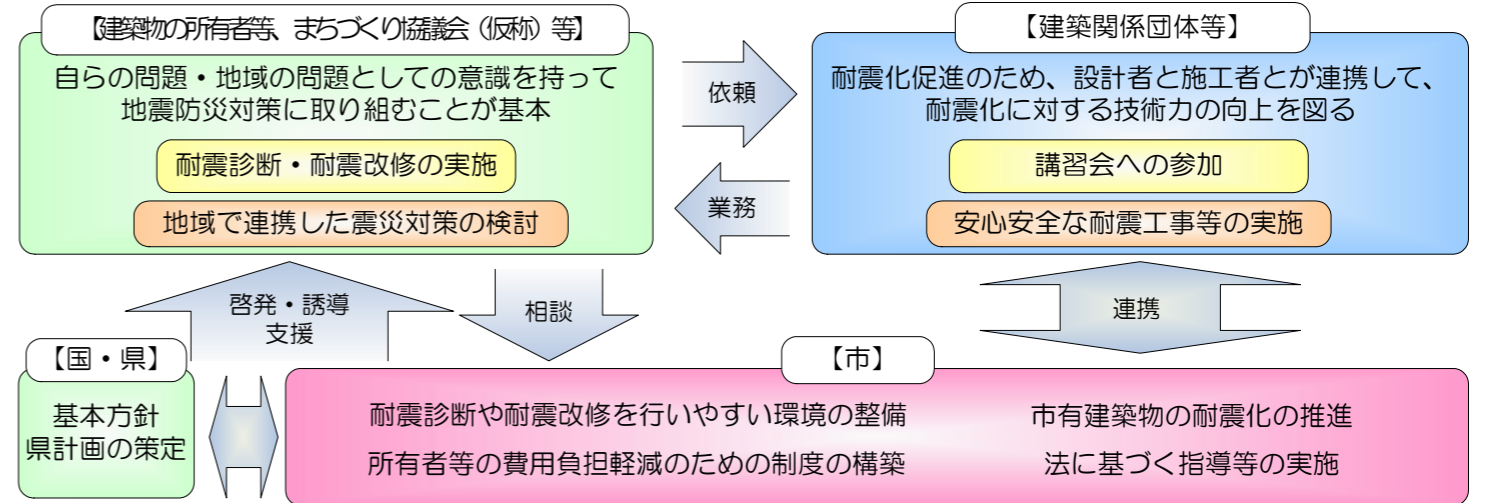
ただし、市有建築物のうち特定建築物に該当するものについては、防災上重要な建築物が多く、市が率先して耐震化を図る必要があることから、耐震化率100%を目標とします。



※1 平成19年度から令和3年度までの住宅戸数の増減結果から、令和7年度の将来予測を推計。  
 ※2 特定既存耐震不適格建築物とは多数のものが使用する一定規模以上の建築物で、学校・体育館・病院・社会福祉施設・集会場等の建築物。  
 ※3 「施策等により耐震化を促進すべき建築物」＝「耐震化目標達成建築物」－「自発的な耐震改修数」

## 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策・耐震化に関する啓発及び知識の普及

住宅・建築物の所有者の耐震化への取り組みを支援するため、市は、国・県及び建築関係団体等と連携し、耐震化に関する情報提供など耐震化を促進するための総合的な取り組みを行います。



目標達成のため、様々な施策により耐震化を促進します。

【所有者等】	【住宅・建築物の耐震化の促進のための支援策等】
地震による被害状況を知りたい	地震防災マップの作成・公表 ・揺れやすさ、地域の危険度を表した地震防災マップをホームページ上で公開します。 ・地震に対する備えの必要性、地域での取組の重要性等について啓発を行います。
耐震改修って何？	パンフレットの配布 広報誌・ホームページの活用 ・国・県、関係機関作成のパンフレットを活用します。 ・広報誌、ホームページ等を活用し、耐震化に関する様々な情報を提供します。
わが家・建物の耐震化は？	相談体制の整備 情報提供の充実 ・建築物の耐震化に関する相談を総合的に受け入れる窓口（無料）を充実します。 ・各種相談窓口と連携し、耐震改修に関する助言や啓発を行います。
リフォームを考えていますが・・・	リフォームに合わせた耐震改修の誘導 ・リフォームに合わせた耐震改修のメリットを紹介します。 ・安心して耐震改修工事を依頼できる業者の育成に努めます。
耐震診断・耐震改修を実施します	補助・支援事業の拡充 税制の特別措置 ・費用の一部を助成します。 ・住宅ローン減税、所得税控除、固定資産税額の税額措置の周知を図ります。
建築物以外の対策は？	総合的な安全対策の推進 ・ブロック塀等の安全対策、家具の転倒防止対策等について啓発、指導を行います。
地域としての取組は？	まちづくり協議会、自主防災組織との連携 ・コミュニティ活動の中で震災が発生した際に、安全に避難所へ避難できるように、地域で連携した震災対策を検討します。
耐震診断義務付け建築物所有していますが	診断結果の公表 耐震化の支援 ・公表対象の建物所有者に対して、耐震改修に関する助言や啓発を行います。 ・耐震化への費用の一部を助成します。

## 特定建築物の耐震化促進のための指導等

耐震改修促進法第7条に定める特定既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震診断・耐震改修の努力義務が課せられています。市では同法第8条の規定に基づき、特定建築物の所有者に対して指導及び助言を行い、実施されない場合は、指示や公表を行います。

